

富岡町公告第17号

双葉郡障害者等相談支援事業業務委託等に係る公募型プロポーザルについて、次のとおり公告する。

令和7年9月30日

富岡町長 山本 育男

1 プロポーザルに関する事項

(1) 業務名 双葉郡障害者等相談支援事業業務委託

- ①業務内容 双葉郡障害者等相談支援事業業務委託仕様書を参照
- ②履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日
- ③提案上限額 48,117,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
- ④支払条件等 本業務は双葉郡8町村が共同委託にて実施するものであり、各会計年度で支払いを行うが、その費用に関しては双葉郡8町村が合意した負担割合を基本に按分することとする。
部分払いについては、各会計年度年において3回限りとする。

(2) 業務名 双葉郡障害児等相談支援事業業務委託

- ①業務内容 双葉郡障害児等相談支援事業業務委託仕様書を参照
- ②履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日
- ③提案上限額 19,249,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
- ④支払条件等 (1)と同様

(3) 業務名 中核市（いわき市北部）障害者等相談支援事業業務委託

- ①業務内容 中核市（いわき市北部）障害者等相談支援事業業務委託仕様書を参照
- ②履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日
- ③提案上限額 48,117,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
- ④支払条件等 (1)と同様

(4) 業務名 中核市（いわき市南部）障害者等相談支援事業業務委託

- ①業務内容 中核市（いわき市南部）障害者等相談支援事業業務委託仕様書を参照
- ②履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日
- ③提案上限額 48,117,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
- ④支払条件等 (1)と同様

(5) 業務名 中核市(郡山市)障害者等相談支援事業業務委託

- ①業務内容 中核市(郡山市)障害者等相談支援事業業務委託仕様書を参照
- ②履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日
- ③提案上限額 28,873,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)
- ④支払条件等 (1)と同様

(6) 業務名 中核市(福島市)障害者等相談支援事業業務委託

- ①業務内容 中核市(福島市)障害者等相談支援事業業務委託仕様書を参照
- ②履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日
- ③提案上限額 19,249,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)
- ④支払条件等 (1)と同様

2 公募型プロポーザル方式の内容

業務仕様、事業提案書を特定するための評価基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は、双葉郡障害者等相談支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)による。

3 参加資格

参加者の要件は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 令和7年3月31日までに障害者総合支援法第51条の19に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者の指定を受けている事業所を運営する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 租税を完納していること。
- (4) 福島県内に本部、支部又は事業所を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団または暴力団員もしくは暴力団と密接な関係を有するものでないこと。

4 手続き等

(1) 事務局

富岡町役場 福祉課 福祉係
〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の 1
電話 0240-22-2111
E-MAIL tom1100-001@tomioka-town.jp

(2) 実施要領等の配布方法

令和7年9月30日(火)から富岡町ホームページにて配布する。

URL <https://www.tomioka-town.jp/soshiki/fukushi/8205.html>

(3) 参加表明書の提出期限及び提出方法

①提出期限 令和7年10月17日(金) 17時まで(必着)

②提出方法 事務局まで持参又は郵送

※郵送は提出期限までに必着させること。また、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。

(4) 企画提案書の提出期限及び提出方法

①提出期限 令和7年11月5日(水) 17時まで(必着)

②提出方法 事務局まで持参又は郵送

※郵送は提出期限までに必着させること。また、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。

5 その他

(1) 契約保証金は免除とする。

(2) 契約書の作成を必要とする。